

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 公文書扱いの不正について再び問う

質問要旨

公文書の扱い不正に関し、本年 6 月定例会での一般質問(以下、6 月一般質問と言う)に引き続き以下質問する。

1. 社会福祉法人ときわ会での障害者虐待問題に関する公開漏れ文書(6 月一般質問で指摘した分)を公開請求者が受け取った際、市の公文書管理のずさんさが判明した。特に、個人情報も含まれる公文書の漏洩・改ざんを防ぐ仕組みがないようだ。市として公文書の漏洩・改ざんを防ぐための保管・利用規則はあるか。
2. 6 月一般質問でも指摘したように、件名や作成日付の記載がない公文書が存在する。これをどう捉えているか。
3. 公開請求を受けて市職員が公文書を検索する際、検索システム上の課題(検索しにくい)があるためあまり活用されていないことを把握しているか。改善しないのか。
4. 鷹の台駅前広場整備工事に関する公文書について、本年 5 月頃に契約検査課職員が CD-R に入れ無償で市民に渡した事案があり、6 月一般質問で総務部長が今後確認すると答弁したがどういうことだったか。昨年秋頃も同様に渡していたという話もある。請求のない公文書を CD-R で無償提供することは許されるのか。
5. 国分寺市で情報公開請求すると、希望した請求者には決定通知書が無料送付され、メールやクラウドですべて電子化された文書が送られる。小平市が同様にしない理由は。課題は何か。
6. 公開文書の CD-R での写し交付について、6 月一般質問で「電磁的記録で保存されているときは、CD-R により公開しており、紙の交付による公開は行っておりません」と答弁した。しかし、メールなど電磁的記録で保存されているものなのに紙で交付している事例がある。紙と電磁的記録のどちらで交付するか明確なルールに基づいて判断しているのか。明確なルールが示されていないければ「写しの費用がかさむ紙での交付に偏ることで情報公開の障壁を設けている」と市民から捉えられても仕方がないと思うが見解は。
7. 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下、審議会と言う)委員 8 人の人選を外部に委託しているのか。具体的選定方法は。
8. 審議会の令和 6 年度第 2 回の会議録は開催から 7 か月以上してようやく市ホームページに掲載されたようだが、遅れの原因は何か。会議録公開までの期間は特に定めがないのか。
9. 審議会会議録の履歴は過去 9 回分しか市ホームページの関連リンクに掲載されていない。その理由は。
10. 市では職員の私物(カメラ、メモ帳、録音機など)に記録されたものが公文書となる場合がある。これを認めれば、公文書にする・しないを恣意的に選べることになる。私物への記録は業務上禁止すべきだが、なぜしないのか。
11. 公文書の保存期間について。6 月一般質問で指摘したように、鷹の台駅前広場整備工事に関して、協議書・指示書・回答書の添付があり、この通り書くよう指示しているメールや協議書案については1年未満で抹消している。公文書管理運用ガイドラインや公文書管理条例の手引きには、公文書の保存期間は原則として 1 年以上にしなければならないとある。また保存期間を1年未満とする公文書の基準例として①から⑥が示され、さらに「上記に該当する場合であっても、その後の意思決定に影響を与えた場合、重要又は 異例な事項に関する情報を含む場合等は、保存期間を1年以上とする」とある。1年未満で抹消した上記のメールや協議書案はこの基準例の①から⑥のどれに該当するか。
12. そもそもなぜこの時代に公文書の保存期間など定めているのか。公文書はすべてスキャンして電子化し永遠に保存すればよい。歴史公文書の区別も含めてさまざまな判断が不要となり、大幅な工数・コスト削減になる。それこそ DX の大推進であると考えが見解は。
13. 以上質問した指摘は DX 推進に直結するものも多い。庁内で DX 推進を考える際、質問 3, 5, 6, 9, 12 で指摘したようなことがテーマになるなら、具体的にどのような手続き(ルート・組織)を経て施策に反映されていくのか。
14. 全体的に上記した問題等を審議会で議論してもらいたい。市教育委員会に設けられている請願のような仕組みでもよいが、市民からの指摘や提案を審議会の議題に上げる仕組みはないのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 8 月 29 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23